

【内装工事くん利用特約】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、イタンジ株式会社（以下「当社」といいます。）が定める ITANDI SYSTEM 利用規約（以下「利用規約」といいます。）に付随するものであり、内装工事くんを利用するイタンジシステム利用者（以下「内装工事くん利用者」といいます。）および工事業者（第2条第1号に定義。以下同じ。）に対して適用されます。

第2条 (定義)

本特約において使用する用語は、以下各号に定める意味を有するものとします。なお、本条規定の他は、利用規約の規定と同じ意味を有するものとします。

- ① 「工事業者」とは、内装工事くんを通して、内装工事くん利用者より、原状回復工事案件（第2条第3号に定義。以下同じ。）を受注するイタンジパートナー（第2条第5号に定義。以下同じ。）または事業者（法人、個人を問いません。）をいいます。
- ② 「原状回復工事サービス」とは、原状回復工事などの業務に関する事業者（法人・個人を問いません。以下「工事業者」といいます。）が提供する以下に掲げる事項の全部または一部のサービスをいいます。
 - イ) 原状回復工事
 - ロ) ハウスクリーニング
 - ハ) 管理物件に付帯する設備の交換、故障または破損等の不具合対応（以下「修繕工事」といいます。）
 - ニ) 上記各事項に付随する業務
- ③ 「原状回復工事案件」とは、内装工事くん利用者の管理物件において入居者の退去などにより、原状回復工事や修繕工事などを行う必要が生じ、これを工事業者に依頼し原状回復工事サービスを実施する案件をいいます。
- ④ 「原状回復工事請負契約」とは、内装工事くん利用者または管理物件の所有者と工事業者との間で成立する、各原状回復工事案件に関する請負契約をいいます。
- ⑤ 「イタンジパートナー」とは、当社とイタンジ内装工事くんパートナー契約を締結した工事業者をいいます。

第3条 (内装工事くんに関する変更)

当社は、内装工事くんの仕様など（付随するサービスを含みます。）について、当社判断に基づき、随時変更できるものとします。なお、やむを得ない場合を除き、当該変更については、当社は、内装工事くん利用者に対して、変更の1ヶ月前迄に通知するものとします。

第4条 (確認事項)

1. 内装工事くん利用者は、入居者を含む第三者より苦情、クレームなどを受けた場合、自らの費用と責任において迅速かつ誠実にこれに対応し、解決を図るものとし、当社に一切損害を及ぼさないことを本項において予め了承します。
2. 内装工事くん利用者は、原状回復工事請負契約を締結するにあたり、民法、建設業法等の原状回復工事案件に関連する法令等に違反しないことを本項において予め了承します。

第5条 (免責事項)

1. 以下の各号に掲げる場合、当社は、内装工事くん利用者が内装工事くんを利用した、または利用しなかったことによって直接、または間接的に生じた損害について、一切の責任を免れます。
 - ① 工事業者の繁忙など当社の帰責事由以外の事由により工事業者の原状回復工事案件の受注が不可である場合
 - ② イタンジパートナー以外の工事業者に対して、原状回復工事案件に係る依頼・発注など行う場合
 - ③ 内装工事くんを利用することなく、原状回復工事案件に係る依頼・発注などをイタンジパートナーに対して行う場合
 - ④ 原状回復工事請負契約以外の契約を第三者との間で締結する場合
 - ⑤ 原状回復工事請負契約に基づき実施された原状回復工事において契約不適合その他契約違反が発見された場合
 - ⑥ その他前各号に準ずると当社が判断する場合
2. 当社は、内装工事くん利用者が前項各号のいずれかに違反し、是正を催告されたにも関わらず、催告を受けた日より14日以内に是正されなかったときは、何ら催告することなく解除できるものとします。なお、当該解除により内装工事くん利用者に何ら損害が発生した場合でも、当社はその一切を免責されることを、内装工事くん利用者は本項において予め承知します。

第6条 (利用規約との関係)

本特約に規定のない事項は、利用規約の規定に基づくものとします。また、本特約と利用規約の規定間での矛盾、抵触などがある場合には、本特約の規定を優先して適用するものとします。

以上

附則

2023年2月10日 制定

2023年11月1日 改定